

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定の辞退がありました。

平成二十八年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
奈良県立五條病院	五條市野原西五丁目二番五九号	整形外科に関する医療 腎臓に関する医療	平成二十八年三月三十一日